

相 談 事 例

ID : 05-01-009

相談タイトル

夫婦連帯名義での住宅ローンについて

Q : ご相談内容

妻と連帯債務で住宅ローンを組んでいましたが、妻が退職し無収入になった場合の留意点はありますか。

A : 回答

当初ご夫婦連帯債務でマイホームを購入し、奥様が出産等の都合で仕事を辞めたとします。無収入になった奥様の住宅ローンはご主人が負担することになります。このご主人が負担したローンの償還金は、ご主人から本来ローンを払わなければならない奥様への贈与とされ、贈与税課税の問題となります。奥様が途中で仕事を辞める可能性があるようでしたら、奥様のローンの負担額は少なくしておきましょう。返済額の総額が贈与税の基礎控除額である年間110万円以下でしたら贈与とはいわれないとは思われますが、仕事に再度就く可能性が全くないとすればやはり贈与の問題は残ると思われま